

「津波避難ビル等に係るガイドライン」について

．経緯・趣旨等

津波避難ビル等とは・・・

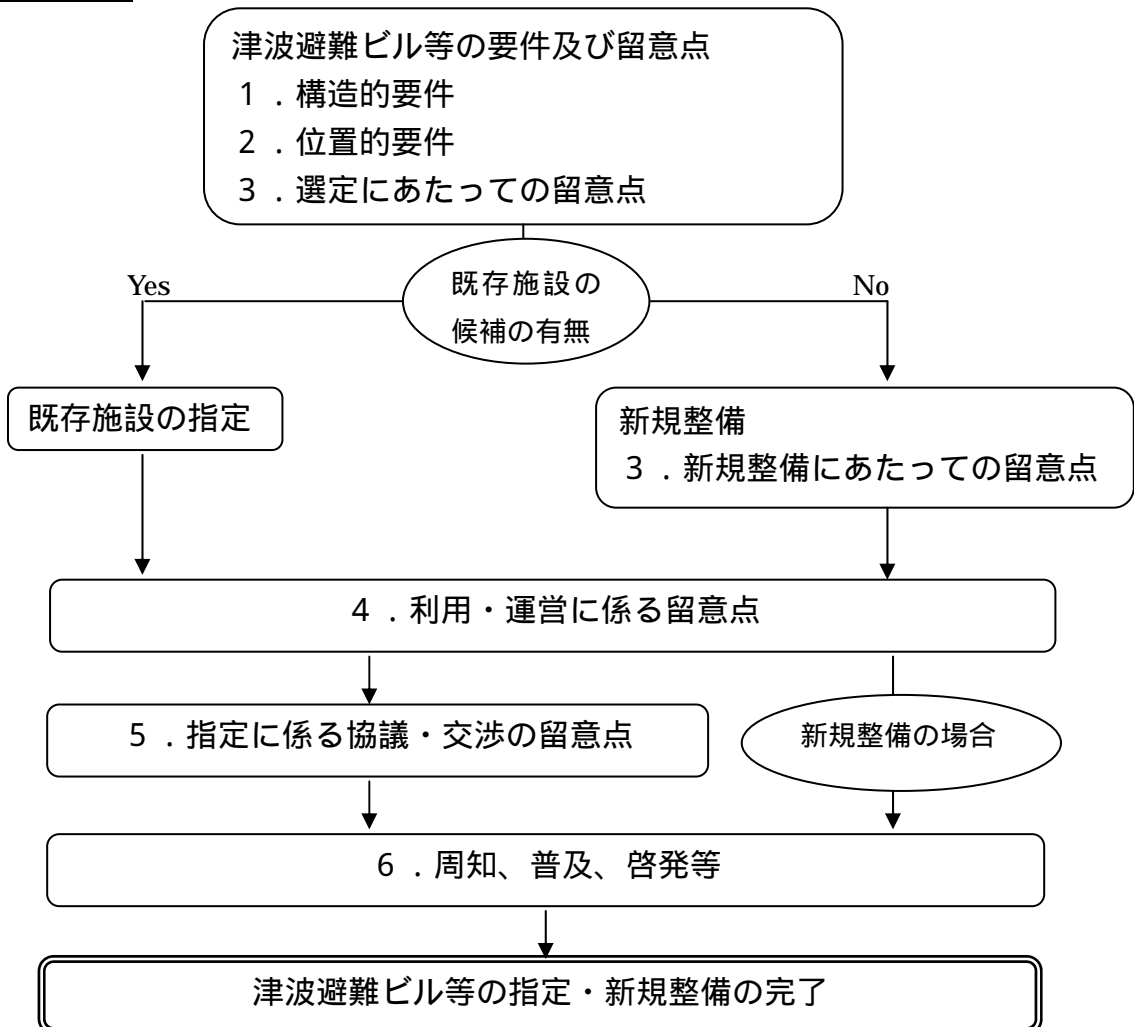
住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物を利用するもの。

本ガイドラインの趣旨

スマトラ沖地震によるインド洋大津波は、数十万人の尊い命が奪われる大惨事となった。一方、我が国においても、東南海・南海地震をはじめとする海溝型巨大地震等により大きな津波被害が発生することが危惧されている。

こうした現状を踏まえ、津波対策のひとつとして、津波からの避難が困難な地域における津波避難ビル等の普及を促進すべく、津波避難ビル等が満たすべき要件、指定や運用にあたっての留意点等をガイドラインとして取りまとめたものである。

．全体構成



概要

1. 構造的要件

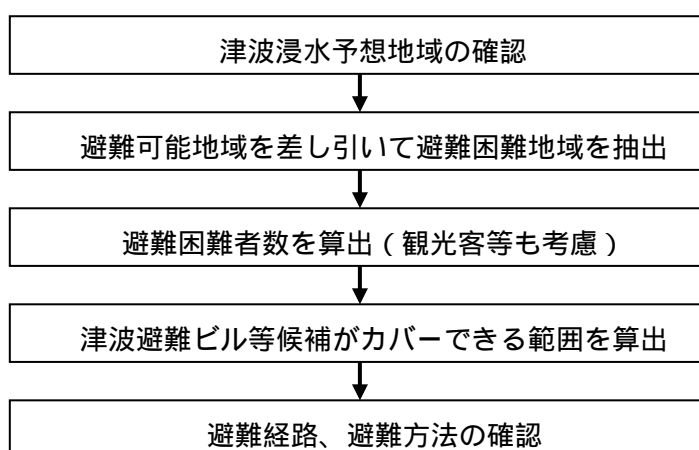
耐震性：新耐震基準（1981年（昭和56年）施行）に適合。

津波に対する安全性：RCまたはSRC構造、階数は以下を目安。

想定浸水深	階数
1 m以下	2階建て以上
2 m	3階建て以上
3 m	4階建て以上

2. 位置的要件

津波避難ビル等候補の選定手順



3. 津波避難ビル等の選定、新規整備にあたっての留意点

避難訓練等を通じ緊急時に混乱が生じないように配慮すること、耐震性に問題のある施設等については耐震改修等も考慮すること。

避難スペースは、安全な高さに設定し、容易にアクセス可能であること。円滑な解錠が可能であること。

非常時の機能として、非常用電源、防災倉庫、救護場所等を考慮。

平常時の機能として、集会所・公民館としての利用、防災意識・避難所であることの認識の向上等を考慮。等

4. 利用・運営に係る留意点

解錠

- ・施設の管理者による解錠が可能な場合

施設の管理者が解錠。

- ・施設の管理者による解錠が困難な場合

施設の管理者、市町村職員、消防団、津波避難ビル等近隣の町内会、自主防災組織等、関係者間で、鍵の管理、開錠について協議・調整。

津波避難ビル等への誘導

- ・案内のための標識を設置。
- ・標識のデザイン（ピクトグラム）等はできるだけ汎用的なものを利用。

運営主体

- ・運営主体、緊急時の役割分担について、自治体、自主防災組織、施設管理者等の関係者間で調整。

運営内容

- ・市町村との連絡、応急措置、安否確認、避難所等への誘導、等。

情報収集・伝達

- ・防災行政無線、携帯ラジオ、携帯電話、テレビ、電話・FAX、インターネット等。
- ・非常用電源の整備等。

5. 指定に係る協議・交渉の留意点

既存の施設の指定にあたり、施設所有者と、使用施設、使用範囲、解錠方法、責任分担等について協議。

協議については、地域住民等が直接施設所有者と交渉することも考慮。

外部階段設置、自動開錠機能等の機能付加についても考慮。

6. 周知、普及・啓発等

周知

地域住民へ・・・津波避難ビル等が指定・新設されたことを周知。協議・交渉段階から、ワークショップ等により周知することも考慮。

観光客等へ・・・標識等により、津波の危険地域であることの注意喚起、一次避難所としての津波避難ビル等を周知。

普及・啓発

地域住民へ・・・避難の重要性等について普及・啓発。

施設所有者へ・・・普段から津波防災全般について普及・啓発。

研修・訓練

- ・自治体職員等を対象とした、津波に係る正しい知識に関する研修。
- ・津波避難ビル等の運営主体を対象とした、津波避難ビル等の解錠操作、各種機器の操作等の研修・訓練。
- ・図上訓練、実地訓練等。